5　第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十三条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、教員個人調書（別記様式第四号）及び教員就任承諾書（別記様式第五号）を提出することを要しないものとし、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

6～10　［略］

11　第九項の届出を行おうとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

12　［略］

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条　前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
［略］	［略］	［略］
第三条第五項	大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十三条第一項に規定する国際連携学科を設置	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

2　［略］

5　第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十三条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、教員個人調書（別記様式第四号）及び教員就任承諾書（別記様式第五号）を提出することを要しないものとし、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

6～10　［略］

11　第九項の届出を行おうとする者のうち、専門職大学等の学部等を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

12　［略］

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条　前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
［略］	［略］	［略］
第三条第五項	大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十三条第一項に規定する国際連携学科を設置	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。